

## 免除された期間の保険料と年金は？

本庁住民税務課 電話 0994-22-3039  
支所住民生活課 電話 0994-25-2511

保険料の全額免除や一部納付免除の承認を受けた機関は保険料を全額納付したときに比べ、将来受ける年金額が少なくなります。

そこで、これらの期間は、10年以内であれば、後から保険料を納めること（追納）ができます。

追納する場合は、保険料免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年目以降に保険料を追納すると、当時の保険料額に経過期間に応じた加算金（乗せ）が上乗せされます。

また、追納する月は任意に選択できます。原則、古い月分の保険料から納付することになっています。

なお、平成19年度中に納付する場合は加算額を加えた納付額は次の表のとおりです。

※6月25日（月）の社会保険事務所年金相談受付時間は8時30分から19時までです。

## 追納の承認を受けた年度の保険料を平成19年度に追納する場合

|            | 全 額 免 除 | 半 額 免 除 |
|------------|---------|---------|
| 平成 9 年度の月分 | 16,550円 | —       |
| 平成10年度の月分  | 16,310円 | —       |
| 平成11年度の月分  | 15,680円 | —       |
| 平成12年度の月分  | 15,070円 | —       |
| 平成13年度の月分  | 14,500円 | —       |
| 平成14年度の月分  | 13,940円 | 6,970円  |
| 平成15年度の月分  | 13,730円 | 6,860円  |
| 平成16年度の月分  | 13,540円 | 6,770円  |
| 平成17年度の月分  | 13,580円 | 6,790円  |
| 平成18年度の月分  | 13,860円 | 6,930円  |

### 保健福祉課からのお知らせ

## 結婚50周年目の皆さん、お早めに申し出を

本庁保健福祉課(福祉係) 電話 0994-22-3042  
支所住民生活課(福祉係) 電話 0994-25-2511

本町では、結婚50周年を経過し、夫婦とも健在の方々を対象に、合同金婚式を行います。

対象者については役場でも調査いたしますが、自分たちが対象ではないかと思われる方は、本庁保健福祉課又は、支所住民生活課へ7月31日（火）までにご連絡ください。

また、婚姻後、本町に転入された方々、本籍地が町外にある等の方々は調査できませんので必ず申出てください。

■対象者

①昭和32年1月1日から同年12月31日までに婚姻届を出し、夫婦とも健在の方々。

今年1月以降にどちらかが死亡されている場合も該当します。



②婚姻当時の事情で届出の遅れた方々で、第1子が昭和31年中に出生している場合は該当します。



昨年（平成26年）の金婚式の様子